

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2025 年 4 月 16 日開催 全国地方銀行協会／

2025 年 4 月 17 日開催 第二地方銀行協会]

1. 米国関税措置等に伴う影響を踏まえた金融上の対応等について

○ 米国の自動車に対する追加関税措置の発効と相互関税の発表を受け、2025 年 4 月 8 日、加藤金融担当大臣の指示により、金融庁に、長官を本部長とする「米国の関税措置に関する金融庁総合対策本部」が設置されるとともに、関係省庁等と連携しつつ、

- ・ 国内外の経済・金融市場の動向を注視し、米国による関税措置が我が国金融・資本市場や金融システムへ与える影響を十分に分析し、適切な対応を行うこと、
- ・ その上で、特に民間金融機関における事業者の経営相談等の状況を把握し、資金繰りを含め必要な支援に万全を期すること

の 2 点について指示があった。

○ また、これに先んじて、4 月 3 日、金融庁は関係省庁とともに、官民金融機関に対して、影響を受ける中小企業・小規模事業者の資金繰り等に重大な支障を来すことがないように対応することを要請しており、具体的には、

- ・ 事業者の業況や資金需要を積極的に把握し、適時適切な融資・保証、担保徴求の弾力化、既往債務に係る返済猶予や条件変更を含む資金繰り相談に対応すること、
- ・ 民間金融機関においては、事業者に対して、必要に応じて政府系金融機関等に設置された特別相談窓口を紹介すること

などを申し入れている。

○ 各金融機関においては、米国の関税措置による影響を受ける事業者に対して、丁寧にかつ親身になって事業者の経営相談に応じていただくなど、きめ細やかな支援をお願いしたい。

2. 安定的な資産形成に向けた顧客対応に関する要請について

- 2025 年 4 月 8 日、今般の米国の関税措置に関し総合的な対応を図るため、内閣に、米国の関税措置に関する総合対策本部が設置されたことを受け、前述のとおり、金融庁に「米国の関税措置に関する金融庁総合対策本部」が設置された。
- 当本部会合において、加藤金融担当大臣より、金融機関に対して個人投資家の方々からの照会や相談に、丁寧に対応するよう求めていく旨の発言があったことを踏まえ、4 月 11 日、金融庁から各業界団体等を通じて、各金融機関に対し、①情報発信・積極的なアプローチや相談態勢の整備など個人投資家への丁寧な対応、②NISA 口座を通じた取引に関する状況把握について要請した。
- 各金融機関においては、これまでも顧客本位の業務運営に取り組んでいたが、改めて、顧客の安定的な資産形成のため、現場の第一線の職員等に周知・徹底をお願いしたい。

3. 米国関税政策を踏まえた対応について

- 2024 年 11 月の意見交換会では、危機時において金融仲介機能を発揮できるよう、平時から準備を怠らないでいただきたいと申し上げた。
- 米国関税措置をめぐって金融経済情勢は高度に不確実な状況が続く見通しの中で、各銀行においては、
 - ① 米国では米国債市場の機能低下や財政拡大懸念等から、債券と株式の相関が効きにくくなっており、その状態が長期化する可能性もある。なお、国内でもスワップスプレッドが急拡大するといった動きもある
 - ② リスク資産の急落で、PE・PD 市場を始め流動性の低い市場にストレスが生じる可能性がある
 - ③ 資本市場の停滞によってコミットメントラインのドローダウンや貸出が増える可能性がある
 - ④ これまで経験のない市場反応やリスク伝播となる可能性がある

こと等も念頭にプロアクティブに対応し、外貨流動性の確保を始めとするリスク管理に万全を期していただきたい。

- あわせて、米国関税措置の影響を強く受ける地域・セクター、ポートフォリオを一層詳細に分析するとともに、取引先の実態把握に一層努めることを通じて、各銀行にできることを見極めた上で、こうした時期であるからこそ、できる限り質の高い金融仲介機能を発揮して、地域経済を十全に支えていきたい。
- 金融庁は、各銀行における特に財務への影響が大きい大口与信先の実態把握の状況について、必要に応じて確認していく。

4. 貸金庫に関する「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正

(案)の公表について

- 金融機関による貸金庫業務の適正化を図る観点から、「主要行等向けの総合的な監督指針」等の改正案について、2025年3月27日に公表し、パブリックコメントに付した。
- 本改正案は、金融機関が提供する貸金庫業務について、
 - ・ 内部不正防止のための管理態勢の強化
 - ・ マネー・ローンダリング（マネロン）等のリスクへの対応
 - ・ 顧客資産の窃取事案の公表等の監督上の着眼点を盛り込んだものである。
- 今後、パブリックコメントを経て監督指針が最終化された後、全国銀行協会（全銀協）において貸金庫約款のひな型を改定し、それを受けて各金融機関においても約款を改定されていくものと承知している。
- このような対応は既存の顧客への影響もあることから、金融機関においては、既存の顧客にもしっかりと影響や変更点を周知するなど丁寧な対応をしていただきたい。

5. 損害保険会社4社に対する行政処分を踏まえた顧客情報の管理等の徹底について

- 2025年3月24日に、損害保険会社4社に対して、保険業法に基づく業務改善命令を発出した。
- 命令では、保険代理店への出向者による不適切な顧客情報の送付が反復継

続的に発生していることなどが指摘されている。

- 保険会社からの出向者等による銀行又は銀行グループ内の保険代理店における顧客に関する情報管理態勢については、これまでもグループベースでの一体的な管理等の必要な取組を要請してきたが、保険会社への行政処分を踏まえて、改めて適切な対応を要請する。

6. 「再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ」の公表について

- 物価高や人手不足への対応等の影響も受けて経営課題が多様化する中、事業者に寄り添いながら、早期の事業者支援に取り組むことの必要性が高まっている。
- こうした状況を踏まえ、2025 年 3 月 17 日、事業再生支援の体制強化などを内容とする「再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ」を、経済産業省・金融庁・財務省の連名でとりまとめ、さらに、3 月 18 日、本パッケージを踏まえた事業者支援を徹底するため、官民金融機関等に対し、関係大臣連名による要請を発出した。
- 金融機関においては、本要請の趣旨・内容について営業現場の第一線まで周知徹底し、経営改善・事業再生支援や再チャレンジ支援に一層強力に取り組んでいただきたい。

7. 「株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案」について

- 2025 年 2 月 14 日に「株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案」が国会に提出された。
- 本法律案は、令和 6 年能登半島地震の教訓等を踏まえ、次なる大規模災害も見据え、地域経済活性化支援機構による被災事業者に対する支援に万全を期するためのものである。
- その概要は、
 - ① 機構の目的として、「大規模な災害を受けた地域の経済の再建」を明確に位置付ける、
 - ② 機構の支援基準について、被災地域の事業者に対する支援の実施に必要な事項を含める、

- ③ 機構の業務の期限を 15 年間延長する、
 - ④ 機構が被災事業者に対する支援に積極的に貢献できるようにするため、機構が解散した場合における残余財産の分配に関する規定を整備する。
- 金融機関においては、被災地域の経済の再建、地域経済の活性化に向けて機構と密に連携していただきたい。

8. 適切なM&A支援の確保について

- 金融機関においては、顧客企業との日常的・継続的なコミュニケーションを通じ、日々の資金繰りや経営改善・事業再生等の支援に加えて、事業承継やM&Aに関する支援にも御尽力いただいていると承知している。
- 昨今、M&Aに関しては、成立後も譲り渡し側の経営者保証が解除されなかった事例や、契約条件となっていた譲渡対価の分割払い・退職慰労金の後払いが履行されなかった事例など、不適切な買手によるトラブルが相次いで確認されている。
- こうした状況を踏まえ、2025 年 4 月 3 日、M&A支援に際して不適切な買手や悪質なM&A仲介者等に関与・利用されることのないよう、文書にて改めて注意喚起した。
- 地域を営業基盤とする地域金融機関にとって、不適切な買手や悪質なM&A仲介者等から地域の事業者を守り、事業の継続・成長を支えていくことは重要な役割である。この機会に改めて中小企業庁が策定している「中小M&Aガイドライン」も御確認いただき、適切な支援態勢の確保につなげていただきたい。

9. 新しい地方経済・生活環境創生交付金について

- これまで、業務範囲規制の緩和（銀行業高度化等会社の設立）等も活用しながら、地域資源を用いた付加価値創出や地域課題の解決に向けた取組を進めるなど、地方創生にも貢献いただいていると承知している。
- 内閣府は、令和 6 年度補正予算において、地方公共団体による地方創生に資する地域の独自の取組を支援することを目的とした「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を創設した。本交付金については、令和 7 年度当初予算において、更なる予算措置がなされており、今後、第 2 回募集が開始される

予定である。

- 本交付金は、従来の地方創生交付金と比べ、地方公共団体当たりの交付上限額や申請上限件数が引き上げられるなどの制度拡充が行われている。また、採択基準に「地域の多様な主体の参画」を設けており、事業の検討・実施・検証の各段階において、金融機関が参画する仕組みが構築されている。
- 金融機関においては、本交付金の活用も念頭に置きつつ、地方公共団体との連携も検討いただきながら、引き続き地方創生の取組を進めていただきたい。

10. 全銀協勉強会「企業価値担保権の活用に向けた勉強会」について

- 全銀協が事務局を務める「企業価値担保権の活用に向けた勉強会」について、これまでの議論を取りまとめた報告書が 2025 年 3 月 27 日に公表された。全国地方銀行協会及び第二地方銀行協会も含む金融機関においては、委員として御参加いただき、積極的な議論を行っていただいた。
- 勉強会は、計 5 回開催され、企業価値担保権の活用場面や、引当を含む会計上の論点等、企業価値担保権を活用した融資における実務上の論点について議論が行われた。
- また、当制度の施行に向けては、事業者の方に当制度について適切に理解していただくことも重要であると認識しており、動画・リーフレットの作成等を通じて、事業者の方向けの周知広報にも力を入れているところ。
- 金融機関においては、勉強会での実務上の論点に関する議論も参考にしつつ、当制度の活用を一つの選択肢として、引き続き、事業性融資の取組の更なる深化に向けて、取り組んでいただきたい。

11. 地域金融機関による人材マッチング等について

- 「REVICareer（レビキャリ）」の足元の実績については、2024 年度末において大企業人材の登録者数が累計 4,343 人、求人件数は累計 3,449 件と堅調に伸びており、特にマッチング件数は 2024 年度だけで 100 件を超える累計 106 件となっている。地域金融機関がレビキャリを活用した人材マッチングに尽力いただいていることに改めて感謝申し上げる。
- レビキャリは、中堅企業・中小企業が抱える経営人材不足の課題解決を加

速化する観点から、2025 年 4 月以降、経済産業省と連携して実施することとなり、これに伴い、様々な制度の改正を行ってきたところである。

- 例えば、一部地域における給付金対象となる年収基準の引下げも実施している。本措置により、経験や知見豊富なシニア人材が地方において経営人材として活躍しやすくなることを期待しているものである。
- こうした新制度の概要について、チラシを作成したので、各金融機関においては、中堅・中小企業への周知に積極的に御活用いただきたい。

12. 令和 7 年 3 月 23 日に発生した林野火災にかかる災害等に対する金融上の措置について

- 令和 7 年 3 月 23 日に発生した林野火災にかかる災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今回の火災にかかる災害等に関し、愛媛県内に災害救助法が適用されたことを受け、四国財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関に発出させていただいた。
- 被災地で営業している金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

13. 手形・小切手全面電子化及び請求・決済データ連携促進について

- 全銀協は、「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」に基づく中間的な評価を実施し、抜本的な取組として「2027 年度初から電子交換所における手形・小切手の交換を廃止する」ことを決定した。金融機関においては、利用者が混乱しないように、2027 年度初から逆算して、計画的なサービス変更や顧客周知等の対応を主体的かつ積極的に進めていただくよう、お願いする。
- 全銀 EDI システム（ZEDI）については、2025 年 2 月に更改が完了したが、利用件数は引き続き低調な状況である。請求・決済データ連携促進には、金融機関にユースケース創出に向けて取引先企業への DX 支援に取り組んでいただくことが重要であるため、改めて取組をお願いする。また、2024 事務年度中にいくつかの金融機関には請求・決済データ連携促進に関する取組状

況や課題についてヒアリングすることを検討しており、御協力をお願いする。

(参考) 全銀ネット ZEDI 対応ソフト操作体験動画 (2025 年 1 月作製・公表)

<https://www.zengin-net.jp/zedi/start/>

14. 金融サービスに係る対応方針の現場への徹底について

○ 口座開設等の金融サービスに関し、各金融機関における対応方針が支店や相談窓口徹底されていないとの意見が寄せられることがある。

(参考) 利用者相談室等に寄せられている主な意見

- ・ 口座開設手続の際、身体に障がいがあるため、窓口担当者に代筆を依頼したところ断られ、親族の同伴を求められた。
- ・ 金融機関の規定において、視覚障がい者が、ATM の利用が困難なために窓口で振込手続を行う場合には、振込手数料を ATM 利用時と同額に減免することとしているにもかかわらず、窓口利用時の手数料を徴収された。
- ・ 外国人が金融機関で口座開設を申し込んだ際、窓口において、日本語を話せないことを理由に申込を謝絶された。
- ・ 金融機関の相談窓口で旧姓による口座開設の可否を照会したところ、当初は「できない」と言われたが、深くやりとりすると、最終的には「できる」との回答になった。

○ 各金融機関においては、これまでも、利用者の様々な事情、ニーズに対応するため、きめ細かい金融サービスの提供に取り組んでいただいているが、そうした取組は、利用者と直接の接点を持つ現場職員まで浸透させることで初めて実効性を伴うものである。

○ 障がい者や外国人に配慮した対応、旧姓による口座開設などに係る利用者からの相談に対し、適切、丁寧に対応することができるよう、各金融機関においては、自行の対応方針を現場職員まで周知・徹底いただくよう、改めてお願いする。

15. 「業種別支援の着眼点」の公表（2 業種の追加等）

○ 地域金融機関等の現場職員が円滑に事業者支援に着手できるよう、支援のノウハウ・知見を業種ごとに整理した「業種別支援の着眼点」を取りまとめ、2023 年 3 月に 5 業種（建設業、飲食業、小売業、卸売業、運送業）、2024 年 3 月に 3 業種（製造業、サービス業、医療業）の「着眼点」を公表した。

○ 2025 年 3 月に「着眼点」に新たに 2 業種（介護業、宿泊業）を追加し、公

表した。取りまとめに当たり、地銀協・第二地銀協を含む金融機関においては、有識者会議等において、積極的な御意見を頂戴する等、御協力をいただいた。

- また、2024 年に「着眼点」の認知度や活用状況、事業者支援における課題等を把握するため、地域金融機関の現場職員を対象としたアンケート調査を実施した。本アンケート調査によると、これまで取り組んできた普及促進活動等により、約 8 割の方が「着眼点」を認知しているという結果になった。さらに、同調査によると、現場職員は「経営者との対話」、「事業性の把握や深掘り」といった、これまで「着眼点」を通じて後押ししてきた基礎的な支援能力を身につけたいとする割合が高いことがうかがえた。
- そうした中、地域金融機関等においては、「着眼点」を活用した勉強会の開催等を実施することで、職員の支援能力の向上を図ろうとするような活用事例も出てきており、人材育成の観点からの活用も進んできている。
- こうした地域金融機関の取組を引き続き後押ししていくため、金融庁ウェブサイトでは、「着眼点」のみならず、「着眼点」の活用促進に向けた動画やケーススタディ等の多様なコンテンツも準備しているので、ぜひ積極的に御活用いただきたい。また、地域金融機関が勉強会を開催する際には、ぜひ協力するので、お声がけいただきたい。

16. 第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証について

- 2022 年 3 月に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画（計画期間：2022 年度～2026 年度）については、成年後見制度利用促進専門家会議にワーキング・グループを設置するなどし、基本計画の中間年度である 2024 年度に向けて、各施策の進捗状況、個別の課題等について検証が実施されてきており、2025 年 3 月に中間検証報告書を取りまとめ、成年後見制度利用促進会議に報告が行われた。
- 同報告書においては、金融分野に係る今後の対応として、
 - ・ 金融機関における第三者の支援による本人の預貯金の引出しに関する理解を促進していくこと、
 - ・ 後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の更なる導入を促進していくこと、

- ・ 2024 年 4 月に改正された「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の趣旨を踏まえ、窓口における対応の向上を図っていくこと

などが盛り込まれた。

- 各金融機関においては、中間検証の結果も踏まえ、成年後見制度や権利擁護支援に対する理解を促進し、高齢者等のニーズに的確に対応した金融サービスの提供が図られるよう、一層の取組を推進していただきたい。

17. 「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」に関するアンケート結果について

- 身寄りのない方が亡くなられた際の火葬等の費用に遺留金を充当する場合の取扱いについては、厚生労働省及び法務省が、「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」を策定している。
- こうした中、総務省が実施した「遺留金等に関する実態調査」において、火葬等を行い、費用を支出した市区町村等による死亡人の預貯金の引出しが相続人に優先する法的根拠が不明などとして、市区町村等が預貯金を引き出せなかった事例が認められ、厚生労働省等に対し、勧告がなされた。
- 当該勧告を受け、厚生労働省及び法務省は手引を改訂し、預貯金引出しの法的根拠の明確化を図るとともに、2023 年 7 月、金融庁から各協会に対し、手引の再周知を行った。また、各金融機関の手引への対応状況については、各協会にも御協力いただきながら、アンケートを実施した。今般、アンケート結果が取りまとまったことから、市区町村等及び各金融機関に当該結果を還元した。
- 当該アンケートでは、手引の内容が一定程度浸透しており、多数の金融機関に対応いただいていることが把握できた。各金融機関においては、引き続き、市区町村等における身寄りがない方が亡くなられた場合の預貯金引出しに係る事務に関し、手引に沿った適切な対応をお願いしたい。

（全国地方銀行協会のみ）

18. 耐量子計算機暗号 (PQC) への移行対応について

- 実用的な量子コンピュータ（量子計算機）の実現は社会に恩恵をもたらす

一方、攻撃者が量子コンピュータを悪用することで、インターネットバンキング等に用いられている暗号が解読され、金融機関が保有する顧客情報等の情報の機密性が損なわれるリスクがある。こうしたリスクが発現すれば、顧客情報及び財産が危険に晒され、ひいては金融システムに対する信頼が揺らぐおそれがある。

- そのため、量子コンピュータの実現によってリスクに晒される重要なシステムやサービスは、耐量子計算機暗号（PQC：Post-Quantum Cryptography）を実装したものに移行する必要がある。
- PQC への移行には、IT ベンダーとの連携を含め、準備段階から多くの時間と人材、投資が必要となる。現在、量子コンピュータが実用化するのには 2035 年が目途とされているが、大規模なシステム更改は、通常、数年に一度程度が予定されており、PQC への移行のタイミングは限られている。PQC への移行に要するリソースを考慮すると、まだ先の問題と捉えて準備への着手を先送りすることは不適切であり、直ちにに取り組んでいただきたい。

○ 具体的には、

- ・ 金融機関は、検討の開始から移行までの一連の作業に関して、直ちに IT ベンダーとも相談しながらロードマップを作成する必要がある。現在、金融 ISAC においてロードマップのひな型の検討が進められているが、ひな型の完成を待つ余裕はなく、自社でできることは直ちに着手する必要がある。
- ・ 金融機関においては、PQC への移行対応の優先順位をつけるため、自らの情報資産を網羅的に把握し、それぞれの情報資産にどのような暗号が用いられているかをリスト化したインベントリを整備するとともに、そのリスク評価（量子コンピュータの実現によって危殆化するリスク、量子コンピュータの実現を待たずに HNDL 攻撃（注）に備え、現在から対策を講ずべきリスク等）と重要性・緊急性の評価に取り掛かるべきである。

（注）量子コンピュータの実用化前に、犯罪者において攻撃対象の暗号情報を収集し、実用化後に解読する攻撃（HNDL：Harvest Now Decrypt Later 攻撃と呼ばれる）。

- 金融庁は、金融 ISAC、業界団体と連携するとともに、検査・モニタリング等も活用しながら、各金融機関及び金融業界全体の PQC 移行に向けた対応状況を推進、フォローしていく。

(参考) 金融庁「預金取扱金融機関の耐量子計算機暗号への対応に関する検討会報告書」(2024年11月公表) <https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20241126.html>

19. サイバーセキュリティに関する基本的な対応の徹底について

- サイバーリスクが顕著に増大している中、サイバーセキュリティに関する基本的な対応が不十分な事例が、検査・モニタリングにおいて見受けられる。
- これらの事例は、IT・サイバーセキュリティ担当部署でなくとも、2線や3線で牽制されていて然るべき事例であり、リソース不足が真因であれば、経営陣としてサポートすべき組織・ガバナンスの問題である。各業務部門が所管するシステムやパスワード管理は、各部署において対応する必要があることから明らかなように、IT・サイバーセキュリティ担当部署だけでは対応不可能である。経営陣においては、非IT部署を関与させるとともに、部署間調整を主導する等、組織全体としての対応を進めていただきたい。
- サイバーセキュリティに関する基本的な対応は、金融機関自身と顧客を攻撃者から守るため、規模・特性にかかわらず、全ての金融機関が対応しなければならない極めて重要な課題である。金融庁は、金融機関のサイバーセキュリティ態勢について、検査・モニタリングを通じて更に注視していくとともに、PQC移行への対応等に関する官民連携を強化し、対応を推進していく。
- 事案発生時の危機対応で前面に立つのは経営陣である。大規模事案は事業継続や企業の持続可能性を揺るがしかねない重大なリスクであることを再認識いただき、経営陣がリーダーシップを発揮して強固な態勢を構築する必要がある。

20. サイバーセキュリティに関するサードパーティリスク管理について

- 金融機関が利用するサードパーティのサービスにおいて、システム障害や不正アクセスによる情報漏えいの可能性がある事案が発生しており、多くの金融機関で影響が生じている。
- 現時点で自行の情報が漏えいした事実が確認できないことをもって漏えいしていないことの証左になるとは限らない。サービスを利用する金融機関においては、まずは、漏えいした可能性のある情報、顧客影響等の被害状況の把握を行うとともに、被害拡大防止及び顧客対応に万全を期していただきたい。

- 特定のサービスだけに依拠するリスクにも配慮する必要があるとともに、2段階、3段階の多層防御の仕組みの導入を検討すべきである。また、今般の事案による影響が軽微だったとしても、より大規模な障害が生じうることも念頭に、自行でどのようなサービスを利用しているのか、障害時に自行及び顧客に与える影響は何か、委託先その他のサードパーティが利用しているサービスにより自行が間接的に影響を受けるのか等を総合的に把握し、リスクを評価し、管理する必要がある。
- 今般の事案で自行が影響を受けたかどうかにかかわらず、これらの事案を捉えて振り返りを行い、委託先その他のサードパーティリスク管理上の課題を抽出し、対策を検討する等のサードパーティリスク管理の見直しを行っていただきたい。

21. マネロン等対策の「有効性検証」の考え方・対話の進め方に関する文書の公表について

- マネー・ローンダリング（マネロン）等対策については、各金融機関において 2024 年 3 月末の期限までに整備した基礎的な態勢の有効性を高めていくことが重要であり、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（マネロンガイドライン）では、各金融機関が自社のマネロン等対策の有効性を検証し、不断に見直し・改善を行うよう求めている。
- また、今後の金融活動作業部会（FATF）の第 5 次審査も見据えると、各金融機関が自らのマネロン等対策の有効性を合理的・客観的に説明できるようになることも重要である。
- 金融庁では、「有効性検証」に関する金融機関等の取組を促進するために、「有効性検証」を行うに当たって参考となる考え方や、実際の取組事例集を 2025 年 3 月に公表した。
- 今後は順次、「有効性検証」に係る対話を各金融機関と行う予定であり、当局の具体的な対話手法や着眼点も公表文書に明記している。金融機関においては、これらの文書も参考に、経営陣主導のもと、「有効性検証」の取組を進めていただきたい。

22. 口座不正利用等防止対策強化に係る要請文のフォローアップについて

- 特殊詐欺を始めとする金融犯罪については、各金融機関において対応を強

化いただいているものの、犯罪の手口もより巧妙化・多様化している。

- こうした状況を踏まえ、2024 年 8 月、法人口座を含む預貯金口座の不正利用等対策の強化について、要請文を発出した。
- 意見交換会等で既にお伝えしているとおり、金融庁では、本要請を受けた各金融機関の対応状況のフォローアップとして、2025 年 1 月 24 日、各金融機関に対し、要請への対応状況に関するアンケートを発出し、2025 年 2 月末に回収を行った。
- アンケート結果については、各金融機関の対応状況を集計・分析の上、公表する予定である。また、金融機関向けのより詳細な説明会も別途行う。
- アンケート項目の中で、未着手と答えた金融機関の割合が多い項目も見受けられた。未着手と回答した項目が著しく多い等、自主的な取組状況が把握できない金融機関については、個別にヒアリングすることも検討している。
- 今回のフォローアップは、今後も継続して行う予定である。各金融機関においては、経営陣主導のもと、計画的に対策を実施し、不正利用対策の更なる強化・底上げを図っていただきたい。

23. 「疑わしい取引の参考事例」の改訂について

- 金融庁が策定・公表している「疑わしい取引の参考事例」は、所管の特定事業者が疑わしい取引の届出義務を履行するにあたり、犯罪等に関連する可能性のある取引として特に注意を払うべき事例を例示したものである。
- 金融機関におけるリスク動向や、昨今の金融犯罪の傾向等を踏まえ、非対面取引における具体的な観点の追記を中心に参考事例の改訂を行う。参考事例の見直しに当たり、警察庁策定の「疑わしい取引の届出における入力要領」も改訂され、併せて 2025 年 6～7 月頃に公表予定である。
- 各金融機関においては、改訂された事例を参考とし、疑わしい取引の届出業務を着実に実施するとともに、足元で特殊詐欺等の被害が拡大している状況も踏まえ、犯罪等に関連する疑いのある取引に気づくことのできる、あるいはシステム等で検知できる態勢を構築し、金融犯罪等の抑止に繋げていただきたい。

24. NISA 口座の利用状況調査について

- 2025 年 2 月 13 日、NISA 口座の利用状況調査（2024 年 12 月末速報版）を公表した。NISA 口座数は約 2,560 万口座、総買付額は約 52.7 兆円となった。なお、政府目標値は、2027 年末時点の NISA 口座数が 3,400 万口座、総買付額が 56 兆円である。

※ 日本証券業協会によれば、NISA の買付額について、上記 52.7 兆円（2024 年末時点の全金融機関の総買付額）に、2025 年 1 ～ 2 月の証券会社 10 社の買付額 3.8 兆円を足すと、56.5 兆円になり、NISA 買付額に係る政府目標を約 3 年前倒しで達成したことになる。

- このように NISA は、国民の資産形成の重要な手段として定着しつつあるが、実際に、それが、国民の安定的な資産形成にどの程度貢献しているのか、その政策効果について、今後、有識者の意見も踏まえつつ検証し、必要に応じて、利便性の向上等について追加的な改善を検討していくこととなる。
- また、NISA における、長期、積立、分散の投資手法に関する顧客の理解の促進については、日ごろの取引時や相場変動時における金融機関と顧客との間の丁寧なコミュニケーション、あるいは、これを実現するための顧客接点の体制整備が、今後、ますます重要となってくる。こうした点に留意して、顧客の状況把握や必要に応じた改善に引き続き、配慮していただきたい。

25. J-FLEC 及び金融経済教育の活動方針について

- 金融リテラシーについて、日本人の金融知識は OECD 調査参加国の平均程度にとどまり、国内でも金融知識やその向上に向けた取組には地域差がある。
- 各地域で遍く金融リテラシーを向上させるためには、各地方公共団体にも御協力を頂き、各地域において官民連携の体制を構築し、金融経済教育の取組推進に向けた機運醸成を図る必要がある。そのため、金融庁・財務局において、2025 年春より、金融経済教育推進のための全国キャラバンを実施していく。
- 2024 年 4 月に設立された金融経済教育推進機構（J-FLEC）の体制整備は順調に進んでおり、2025 年度は広報活動に注力していく予定。また、J-FLEC においても、地方での活動の増強は急務だと認識している。
- 各金融機関においても、これまで続けてこられた金融経済教育に関する活動の一層の充実や、金融庁・財務局が実施する全国キャラバンとの連携、取引先等への J-FLEC の活動の周知、J-FLEC 認定アドバイザー等金融経済教育

の担い手の育成など、金融経済教育の更なる推進に御協力いただきたい。

26. Japan Weeks 及び資産運用フォーラムの方針について

- 資産運用立国等の施策や日本市場の魅力を内外に効果的に発信するとともに、国内外の金融機関や投資家等の関係者から貴重な御意見や取組を紹介いただく機会として、一連の金融関連イベントを同時期に開催する Japan Weeks2025 を 2025 年 10 月に開催する。コアウィークは 10 月 20 日から 24 日。コアウィーク付近でイベント開催の予定があれば、是非とも Japan Weeks への登録をお願いしたい。
- 同期間中に、日本の家計における貯蓄から投資への流れの推進や資産運用業の改革に関する対話の場として「資産運用フォーラム」の年次会合を開催予定である。
- 分科会のテーマは、①オルタナティブ投資、②日本企業の価値向上と地方含めた日本への投資促進、③資産運用業の DX、④サステナブルファイナンス。

27. 資産運用立国推進分科会について

- 「資産運用立国」に係る施策の進捗状況・効果を専門的知見から評価いただくとともに、更なる施策について検討すべく、新しい資本主義実現会議の下に、加藤金融担当大臣を分科会長とする「資産運用立国推進分科会」が設置され、2025 年 3 月 26 日に初回会合を開催した。
- 資産運用立国の実現に向けては、施策のブラッシュアップを重ね、官・民におけるモメンタムを維持・強化していくことが重要である。
- 2025 年 10 月の Japan Weeks2025 に向けて、資産運用立国に関する成果や追加的な施策、既存の施策の改善・実質化などを取りまとめていく予定であり、金融業界も含め、様々な意見を拝聴しながら検討を深めたい。

(以 上)